



木津土地改良区

第5号

令和4年8月発行

発行：木津土地改良区

TEL：0774-72-8597

業務時間 9：15～17：15

休業日 土・日・祝日

理事長就任ご挨拶

盛夏の候 組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃から当土地改良区の運営にご理解とご支援を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、私儀、任期満了に伴う役員改選により、令和4年5月21日理事長に就任いたすことになりました。謹んでご報告申し上げますとともに、身が引き締まる思いでございます。

組合員の高齢化が進む中、米価の下落など農業・農村を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。このような中、土地改良区の理事長に就任し、大切な水田という資源に対する責任の重大性をひしひしと痛感しているところであります。

木津土地改良区の区域内でも組合員の高齢化による農地の荒廃化や維持管理されない施設・用排水路や農道の未整備により、次の担い手への農地の移行が進まない現状があり、これらの問題解決には、基盤整備「ほ場整備」が大きなテーマとなります。このため、土地改良区には、今後の農業の在り方も求められています。

本年3月に開催しました第71回通常総代会において、定款、諸規程等の改正、採決を頂いたところであり、今回の改正により、市坂区が被選任区域となり、役員改選にて市坂区から2名の理事が選任されました。新体制となり農地が農地として余すことなく使われることを目指し役職員が一体となり、更に、総代・組合員の皆様方と一緒に、この苦境を乗り越えていきたいと思っておりますので、岡嶋前理事長と同様よろしくお願い申し上げます。

なお、三期12年にわたりご尽力いただいた岡嶋前理事長には、今後とも改良区運営等のご助言を受けたいことから、相談役として在籍して頂くことにお願いしましたので、よろしくお願い申し上げます。

理事長 出栗 伸幸

第71回通常総代会

木津土地改良区第71回総代会が、令和4年3月5日（土）午後1時30分から相楽会館において開催されました。

総代会には総代（出席者21名 書面議決者6名 欠席者1名）役員が出席。岡嶋理事長（前）のあいさつにより開始し、議長の選出に移り、若狭忠也総代（橋本町）の選任を行い若狭議長の議事進行により令和2年度事業報告・一般会計収入支出決算、令和3年度補正予算、令和4年度一般会計収支予算、定款諸規程の変更、役員改選など12議案が提案されました。慎重審議の結果12議案ともに賛成多数により議決承認されました。



土地改良区だより

◇議決事項

- 第 1 号議案 令和 2 年度事業報告の承認について
- 第 2 号議案 令和 2 年度一般会計収入支出決算並びに財産目録の承認について
- 第 3 号議案 令和 3 年度一般会計収入支出補正予算の承認について
- 第 4 号議案 令和 4 年度事業計画の議決について
- 第 5 号議案 令和 4 年度収入支出予算の議決について
- 第 6 号議案 令和 4 年度賦課金の算定基準及び徴収方法の議決について
- 第 7 号議案 令和 4 年度農地転用決済金の算定基準額の議決について
- 第 8 号議案 令和 4 年度役員報酬の議決について
- 第 9 号議案 令和 4 年度預金取扱金融機関の議決について
- 第 10 号議案 令和 4 年度一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第 11 号議案 定款規程等の一部変更及び維持管理計画書の変更の議決について
- 第 12 号議案 役員改選について



◇令和 2 年度事業報告

- 土地改良事業 水路施設高度化事業鹿背山取水地区農業用水管布設工事
(統合分水 1 のパイプライン布設 L=6 1 4. 5 5 m)
水路施設高度化事業鹿背山取水地区境界確定資料作成業務
(統合分水 1 の用地取得)
- 木津揚水機場河川導水路浚渫工事【年 7 回 1, 225 千円】多面的機能支払交付金事業の活用
- 受託事業 相楽土地改良区・梅谷土地改良区・多面的機能支払交付金事業事務受託

◇令和 2 年度決算概要

平成 31 年 4 月に改正土地改良法が施行され、令和 4 年事業年度から貸借対照表の作成が義務化されました。それに伴い国・京都府からの指導のもと令和 2 年度より特別会計を廃止して一般会計に繰り入れています。

鹿背山取水地区管路工事は、資材納品の遅れに伴い工期延期となったため令和 3 年度へ繰越となっています。(24, 984 千円)

一般会計	【収入合計】	98, 890, 960 円	
	【支出合計】	50, 267, 996 円	
	【差引繰越】	48, 622, 964 円	(令和 3 年度へ繰越 一般会計+特別会計)

(単位：円)

科目	決算額	備考
組合費	7, 956, 400	経常賦課金
附帯事業収入	609, 600	他目的使用料・木津高校実習田
補助金収入	29, 132, 404	鹿背山取水管路工事費・事務費補助
受託料収入	8, 101, 000	相楽・梅谷・多面事務受託
雑収入	636, 585	利息・過年度賦課金
前年度繰越金	52, 454, 971	令和元年一般会計 764, 343、特別会計 51, 690, 628
合計	98, 890, 960	

土地改良区だより

(単位：円)

科目	決算額	備考
工事費	17,311,200	鹿背山取水管路工事・土地賃借料 等
維持管理費	7,140,733	電気代・NTT回線・ため池管理料 等
委託事業費	8,712,000	鹿背山取水管路設計業務
運営事務費	16,526,377	役員報酬・給与・光熱費・借損料 等
事務所費	289,686	火災保険・警備保障・浄化槽管理料
負担金	3,000	土改連賦課金
積立金繰出	285,000	退職金積立
予備費	0	
合計	50,267,996	

◇令和3年度予算概要 [補正]

一般会計 【収入合計】 154,418,000円 【支出合計】 154,418,000円 (単位：円)

収入		支出	
科目	予算額	科目	予算額
組合費	11,114,000	工事費	79,623,000
附帯事業収入	6,754,000	維持管理費	8,703,000
補助金収入	86,112,000	委託事業費	1,353,000
受託料収入	1,671,000	運営事務費	15,026,000
雑収入	151,000	事務所費	2,500,000
特定資産利息	10,000	負担金	0
前年度繰越金	48,606,000	特定資産積立金繰出	47,193,000
		予備費	20,000
合計	154,418,000	合計	154,418,000

◇令和4年度予算概要

令和4年度から、員外監事を京都府土地改良事業団体連合会の指導監査を受けることとして、業務委託契約を実施しました。

予算科目を国からの指導科目に合わせて科目更生しています。

一般会計 【収入合計】 39,196,000円 【支出合計】 39,196,000円 (単位：円)

収入		支出	
科目	予算額	科目	予算額
土地改良事業収入	10,994,000	工事費支出	1,015,000
附帯事業収入	6,713,000	維持管理費支出	8,119,000
業務受託料収入	1,445,000	委託事業費支出	10,010,000
補助金収入	11,696,000	運営事務費支出	11,538,000
雑収入	151,000	事務所費支出	2,496,000
借入金収入	5,000,000	借入金返済金支出	5,000,000
特定資産利息収入	1,000	借入金支払利息	10,000
繰入金	3,196,000	特定資産積立金繰出支出	985,000
繰越金	0	特定資産積立金利息繰出支出	3,000
		予備費	20,000
合計	39,196,000	合計	39,196,000

◇令和3年度事業の実施状況(令和4年度繰越)

区営水利施設等保全高度化事業鹿背山取水地区

統合分水工1(木津八後)

目的：末端管路の安定的な給水ができないため、水管理システムの再整備により用水管理の省力化を図る
 工期：令和2年度～令和4年度
 総事業費：129,000千円[国50%,府5%,市45%]
 主要工事：管路工940m 統合分水工2箇所
 R3年度：30,000千円[令和4年度繰越]
 工事数量：管路工300m 統合分水工1箇所



土地改良区だより

統合分水工 1 (木津八後)



統合分水工 2 (木津石塚)



◇令和 4 年度事業実施予定

区営農山漁村地域整備交付金事業木津用水Ⅱ地区

目 的：電気設備の機能保全計画による施設の長寿命化を行い、水管理・維持管理の省力化を図る
 工 期：令和 4 年度～令和 7 年度
 総事業費：340,000 千円[国 50%,府 5%,市 45%]
 総事業量：機場電気設備 1 式 分水工電気設備 6 箇所
 R 4 年度：10,000 千円
 工事数量：電気設備実施設計 1 式

木津揚水機場受電設備(木津垣ノ内)



第 1 分水工(城山台 1 丁目-2-1)



第 1 分水工(建物内部)



◇土地改良区役員簿

<新役員>

新しく市坂区から理事が選出され、理事12名 監事2名 となります。

任期：令和 4 年 5 月 21 日～令和 8 年 5 月 20 日

役職	氏名	区域	役職	氏名	区域
理事	藤本 正之	木津町区	副理事長	若狭 朝明	木津区
理事	相馬 巴日佐	木津町区	理事	河井 富博	木津区
理事長	出栗 伸幸	木津町区	会計担当理事	福嶋 喜久雄	鹿背山区
理事	曾我 義隆	木津町区	理事	小池 長幸	市坂区
理事	反田 善亮	木津町区	理事	駒 義昭	市坂区
理事	炭谷 育夫	木津区	代表監事	小松 伊佐一	木津町区
理事	天津 光博	木津区	監事	馬 重明	木津区

土地改良区だより

<総代>

任期：平成30年11月28日～令和4年11月27日

氏名	区域	氏名	区域	氏名	区域
乾 洋敏	小寺町	八木 基嗣	川原町	石田 秀晃	畑・片山
藤本 正之	小寺町	出栗 伸幸	川原町	天津 光博	畑・片山
芝原 俊和	小寺町	辰元 桃也	川原町	高間 伊久己	畑・片山
大西 克和	小寺町	菅 孝悦	三桝町	瓦 実規也	峠・灯籠寺・上津
土井 光雄	西町	三桝 精孝	三桝町	岡嶋 昭	峠・灯籠寺・上津
生抜 勇	西町	反田 善亮	五丁目	入田 元弘	城戸
田中 滋一	西町	田中 宗治	五丁目	網田 昭夫	城戸
小松 伊佐一	西町	松嶋 朝明	橋本町	小川 良師	鹿背山
大野 幸男	西町	若狭 忠也	橋本町	谷本 義和	鹿背山
山田 進	西町				

※総代任期が令和4年11月27日となり、任期満了前の60日から10日までに総代選挙を実施します。

多面的機能支払交付金事業の概要

改良区の運営をサポートしていま

す

(※ 老朽化が進む水路・揚水機等の補修・更新など実施しています。)期間はH30～R4年度
木津土地改良区 99ha・相楽土地改良区 123ha・市坂水利組合 88ha のエリア 310ha の地域資源
の保全と環境改善を推進します。

・資源量⇒ 水路 55.8km (開水路 45.3km パイプライン 10.5km) 農道 18.5km ため池 25箇所

◇交付金 令和2年度⇒ 19,705千円/年 (負担割合⇒国 50%・府 25%・市 25%)

当改良区エリアの実施状況

当改良区内の主な事業実績(主に外注費)		事業量	事業費(千円)	
令和2年度	木津揚水機関係	・木津川導水路浚渫	7回実施・機械掘削12日間	1,225
		・電気設備点検(機能診断)	高圧受電1式	132
		・揚水ポンプ保守点検	保守点検機器購入1式	141
			揚水ポンプ2基点検整備	143
		・配水槽点検整備	施設点検(毎年)1式	66
		・送水管空気弁補修	R163号内緊急修理1式	113
		・揚水機場換気対策整備	換気対策整備1式	116
		・分土工流量計調査	水干・五領池分土工調査	55
		・第1分水(鹿背山ポンプ掛)配管改良	配管改良工事1式	770
		・揚水機場直流電源触媒栓交換	アルカリ電池用触媒栓交換1式	935
	・第4分土工等補修整備	分土工施設内補修1式	87	
	受益地内施設	・片山水路他2箇所補修	水路補修等3箇所	297
		・宮ノ堀堰板補修	堰板・アングル鋼補修1式	37
		・西木津取水ゲート補修	電極点検整備1式	7
		・木津八後転倒ゲート補修	ゲート補修1式	33
		・文廻池門扉補修	ネットフェンス門扉補修1式	55
		・石塚ポンプ1号配水操作バルブ取替	φ150バルブ更新1箇所	462
		・文廻池下流水路補修	三面張水路補強工事L=11m	15
計			4,689	



揚水ポンプ保守点検整備

多面的
交付金
による
実施状
況



木津川取水口導水路浚渫工事

お知らせ

È 副É ㄨ 𠂇姣倍旨η ps咸均啉麻⊗媮侶μm底區嬖亨⊖η ㄨ 啉麻⊗媮侶μm乳嬖倚γ r m 圓價r . q r f i

土地改良区からのお願い

★組合員の変更手続きをお忘れなく！

次のような場合があったら、必ず土地改良区で手続きをしてください。

- (1)組合員が死亡したとき
- (2)組合員が住所を変更したとき
- (3)農業者年金の受給により経営移譲するとき
- (4)売買や交換があったとき

★不法投棄に注意を！

ため池内に、自転車やバイク等の不法投棄が発生しております。ため池や水路施設は、組合員皆さんの大切な財産です。ごみ箱ではありません。土地改良区では、市との連携を図り不法投棄の防止に努めてまいります。

不法投棄を発見したら、土地改良区事務局までご連絡をお願いします。(☎ 0774-72-8597)

<p>(5)生前一括贈与するとき</p> <p>土地改良区の土地台帳は、組合員皆様からの届出により変更されます。公共機関（農業委員会・法務局）に農地の転用や売買などの異動の手続きを行っても、直接土地改良区へ届出しなければ変更できません。</p> <p>届出がない場合は、今までどおり賦課金を負担することとなりますので、ご注意ください。</p> <p>ご不明な点は、土地改良区事務局までお問合せください。(☎ 0774-72-8597)</p>	<p>☆こどもの水難事故にご注意を！</p> <p>危険な場所には、防護柵や立看板を設置していますが、ため池や水路付近では子供達が遊ばないように、地域やご家庭でも注意を呼びかけて水の事故防止にご協力をお願いします。</p> 
<p>☆滞納賦課金は、新組合員に継承されます。</p> <p>土地改良区区域内の農地を売買するとき（競売取得を含む）や、組合員の資格を交替する場合に、その土地に滞納賦課金があると、土地改良法第42条第1項（権利義務の承継及び決済）の規定により、新たにその土地を取得した方に滞納賦課金の支払義務が生じることになります。後でトラブルが生じないように、農地の売買等の契約をされる場合は、当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権移転するようお願いします。</p>	<p>☆出水期等の適切な用水管理を！</p> <p>水路の堰板等について、台風や大雨時には、外して水路管理してください。設置したままでは、水路から越流して災害の原因となります。</p> <p>用水を安定的に配水するためには、組合員の方々の適切な用水管理で行われることが、最も重要となりますので、用水管理に留意してください。</p> <p>☆異常を見つけたら土地改良区に連絡を！</p> <p>土地改良区では、木津揚水機場から安定的に用水の供給に努めておりますが、用水管や分水施設及び揚水ポンプ等に異常・損傷を発見しましたら、土地改良区事務局までご一報をお願いします。(☎ 0774-72-8597)</p>